

改正 GX 推進法の成立

ー2026 年度からの排出量取引制度（GX-ETS）の本格稼働に向けてー

江夏 あかね

■ 要 約 ■

1. 「改正 GX（グリーン・トランスフォーメーション）推進法」（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）が 2025 年 5 月 28 日、成立した。本法律は、二酸化炭素（CO₂）の排出量が一定規模以上の事業者に対して、2026 年度から本格稼働予定の排出量取引制度（GX-ETS）への参加を義務付けること等が柱となっている。
2. 改正 GX 推進法には、対象事業者の範囲、排出枠の無償割当、排出枠取引市場、価格安定措置、移行計画の策定に関する内容が盛り込まれたが、2025 年度末までに策定が予定される経済産業大臣による実施指針にて詳細が明らかになる見込みである。金融資本市場において、実施指針に関して注目が集まる可能性がある点としては、（1）ベンチマーク対象業種及び削減水準、（2）上下限価格の範囲、（3）移行計画に含まれる内容、が挙げられる。
3. 排出量取引制度が 2050 年カーボンニュートラル目標達成に向けて意義のある仕組みとなるための主な論点としては、（1）市場参加者、企業、国民に対する理解可能性の促進、（2）制度の信頼性確保、（3）2050 年カーボンニュートラル目標との整合性の維持、が挙げられる。
4. 理解可能性の促進の観点から、金融資本市場においても、また日本の社会全体においてもカーボンプライシングの考え方が正しく理解されていけば、投資家がカーボンプライシングも意識しながら脱炭素化社会に向けて最適な事業ポートフォリオの構築にコミットする企業を、投資先として選好する流れがより鮮明化する可能性がある。また、そのような動きが広まれば、資金の流れが脱炭素化を後押しすることも期待される。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・江夏あかね「カーボンプライシングと金融資本市場ー新たな ESG の評価軸への期待ー」『野村サステナビリティクォーターリー』2021 年冬号。
- ・北野陽平「ネットゼロに向けてカーボンクレジット取引の促進を図る ASEAN 主要国」『野村サステナビリティクォーターリー』2024 年冬号。
- ・江夏あかね「世界のカーボンプライシングの概況ー世界銀行の年次報告書を読み解くー」『野村サステナビリティクォーターリー』2025 年夏号。

I GX-ETS への企業の参加を義務付ける法律の成立

「改正 GX（グリーン・トランスフォーメーション）推進法」（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）が 2025 年 5 月 28 日、参議院本会議で可決、成立した。本法律では、二酸化炭素（CO₂）の排出量が一定規模以上の事業者に対して、2026 年度から本格稼働予定の排出量取引制度（GX-ETS）への参加を義務付けることなどが盛り込まれている（図表 1～2 参照）。

図表 1 改正 GX 推進法の概要（排出量取引制度関連、抜粋）

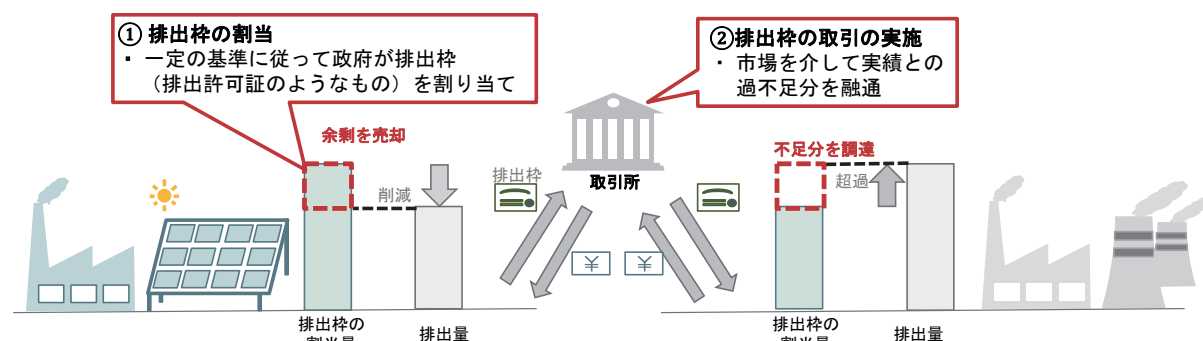
項目	例
一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ	・ 二酸化炭素の直接排出量が <u>一定規模(10 万トン)以上の事業者の参加義務化</u> 。
排出枠の無償割当て（全量無償割当て）	・ トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、 <u>業種特性も考慮した政府指針に基づき排出枠を無償割当て</u> 。割当てに当たっては、 <u>製造拠点の国外移転リスク</u> 、GX 関連の研究開発の実施状況、設備の新增設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。 ・ 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生じた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
排出枠取引市場	・ 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、 <u>脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX 推進機構）が排出枠取引市場を運営</u> 。 ・ 金融機関・商社等の <u>制度対象者以外の事業者も一定の基準を満たせば取引市場への参加を可能とする</u> 。
価格安定化措置	・ 事業者の投資判断のための <u>予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等</u> のため、 <u>排出枠の上下限価格を設定</u> 。 ・ <u>価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入</u> 。 ・ <u>価格低迷時には、GX 推進機構による排出枠の買支え等</u> で対応。
移行計画の策定	・ <u>対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める</u> 。

（注） 1. 下線は経済産業省による。

2. 排出量取引制度を基礎として、2033 年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（出所）経済産業省「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要」2025 年 2 月 25 日、より野村資本市場研究所作成

図表 2 排出量取引制度（イメージ）



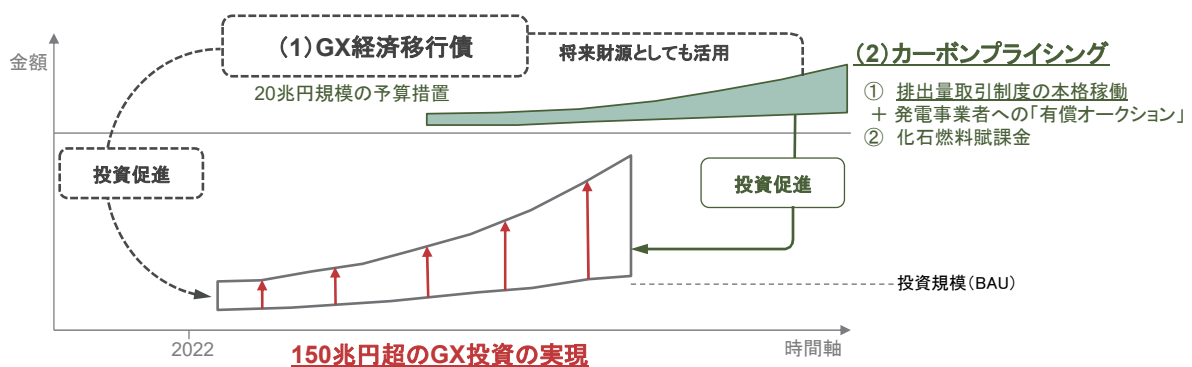
➡ **特に排出量の多い企業を対象に、効果的かつ費用効率的な排出削減取り組みを促進**

（出所）経済産業省「『排出量取引制度』って何？脱炭素の切り札を Q&A で基礎から学ぶ」『METI Journal Online』2024 年 12 月 27 日、より野村資本市場研究所作成

Ⅱ 改正 GX 推進法に盛り込まれた排出量取引制度の概要

日本は2020年10月、2050年までに温室効果ガス（GHG）の排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。そして、2023年5月に成立したGX推進法に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング¹構想²の具体化を進めている（図表3参照）。同構想の中には、2026年度にCO₂多排出産業等を対象とした「排出量取引制度」、すなわち、企業毎のCO₂排出量に「枠」を設け、その排出枠の過不足を事業者間で取引する制度³を本格稼働することが掲げられている。

図表3 成長志向型カーボンプライシング構想における排出量取引制度の位置付け



（出所）内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理（案）」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第5回資料、2024年12月19日、より野村資本市場研究所作成

- ¹ カーボンプライシングとは、企業などの排出する二酸化炭素（CO₂、カーボン、炭素）に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法。カーボンプライシングにはさまざまな手法がある。政府によるものには、（1）企業等が燃料や電気を使用して排出したCO₂に対して課税する「炭素税」、（2）企業ごとに排出量の上限を決め、それを超過する企業と下回る企業との間でCO₂の排出量を取引する「排出量取引制度（Emission Trading Scheme、ETS）」、（3）CO₂の削減を「価値」とみなして証書化し、売買取引を行う「クレジット取引」等がある。ほかにも、「石油石炭税」などエネルギーにかけられる諸税、法律による規制などもカーボンプライシングに含まれる。政府主導の仕組み以外にも、企業が自社のCO₂排出を抑えるために、炭素に対して独自に価格付けをし、投資判断などに活用する「インターナル（企業内）・カーボンプライシング」などの方法もある（資源エネルギー庁「脱炭素に向けて各国が取り組む『カーボンプライシング』とは？」2023年5月15日）。
- ² 成長志向型カーボンプライシング構想では、今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現するため、国が総合的な戦略を定め、GX投資を前倒して取り組むインセンティブを付与する仕組みを創設することが謳われている。具体的には、（1）「GX経済移行債」を活用した先行投資支援（今後10年間に20兆円規模）、（2）カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ（多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働〔2026年度～〕+発電事業者への「有償オークション」〔特定事業者負担金〕を段階導入〔2023年度～〕、「炭素に対する賦課金」〔化石燃料賦課金〕の導入〔2028年度～〕、「GX推進機構」の創設、（3）新たな金融手法の活用、（4）国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX、が柱となっている（経済産業省「成長志向型カーボンプライシングについて」2023年2月14日）。
- ³ 経済産業省「『排出量取引制度』って何？脱炭素の切り札をQ&Aで基礎から学ぶ」『METI Journal Online』2024年12月27日。

日本における排出量取引制度は 3 段階で進められることとなっている。第 1 段階は、2023 年度より、CO₂ 排出量の削減に積極的に取り組む企業が自主的に参加する「GX リーグ」の枠組みで、企業が自主的に設定する排出削減目標に向けた排出量取引が実施されている。第 2 段階が 2026 年度からの排出量取引制度の本格稼働、第 3 段階が脱炭素化の移行加速に向けて、2033 年度頃から発電部門について段階的な有償化（オークション）を導入することが想定されている⁴。なお、東京証券取引所は、取引所としての日本のカーボンプライシングへの貢献の観点から、2023 年 10 月 11 日にカーボン・クレジット市場を開設している⁵。

今般の改正 GX 推進法における主なポイントとしては、（1）対象事業者の範囲、（2）排出枠の無償割当と一連の手続き、（3）排出枠取引市場、（4）価格安定化措置、（5）移行計画の策定、が挙げられる。

1. 対象事業者の範囲

排出量取引制度の対象となる事業者（脱炭素成長型投資事業者、以下、対象事業者）は、CO₂ の直接排出量⁶が前年度までの 3 カ年平均で 10 万トン以上の事業者と想定されている⁷。対象事業者の業種は問われないが、製鉄、石油、自動車、化学等の大手 300～400 社程度で、カバー率は日本の GHG 排出量の 60% 近くになる見込みとされている⁸。

2. 排出枠の無償割当と一連の手続き

排出量取引制度においては、（1）対象事業者が CO₂ の直接排出量を算定（排出量の算定）、（2）経済産業大臣が定める実施指針を踏まえて対象事業者が算出した排出枠の量について第三者認証を受け、割当を申請（割当申請）、（3）政府が排出枠を無償で割当（排出枠の無償割当）、（4）対象事業者が排出実績について第三者による検証を受け、国に提出し、償却すべき量を確定（償却義務量の確定）、（5）排出枠の過不足がある場合、排出枠を調達・売却、（排出枠の調達・売却）（6）償却義務量と等量の排出枠を償却（排出枠の償却）、といった流れが想定されている（図表 4 参照）。

⁴ 経済産業省「成長志向型カーボンプライシング構想」2025 年 3 月 18 日。

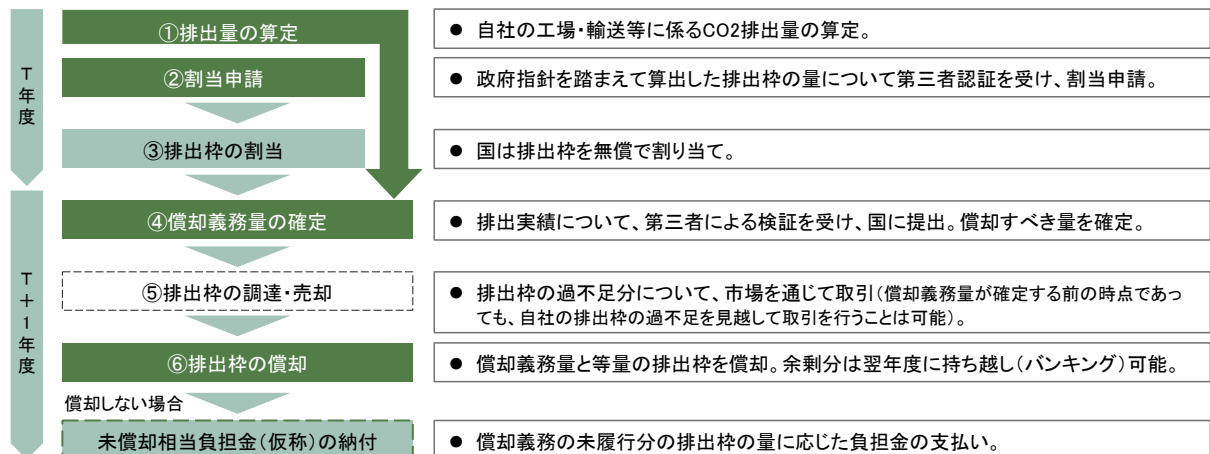
⁵ 日本取引所グループ「カーボン・クレジット市場」。

⁶ 直接排出量とは、燃料の燃焼や、製品の製造などを通じて企業・組織が「直接排出」する GHG 排出量のこと。GHG の排出量を算定・報告するために定められた国際的な基準「GHG プロトコル」で示されている「スコープ 1」の範囲を指す。

⁷ 改正 GX 推進法自体には、直接排出量 10 万トンに関する記載はなく、今後、政令において 10 万トンの閾値が明記されると想定される（渡邊啓久・倉知紗也菜「排出量取引制度の法定化を含む GX 推進法改正案の概要」『インフラ・エネルギー・環境ニュースレター』第 45 号、長島・大野・常松法律事務所、2025 年 3 月）。

⁸ 内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理（案）」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第 5 回資料、2024 年 12 月 19 日、前掲注 3 参照。

図表 4 算定・報告及び排出枠償却に係る手続の全体像



- (注) 1. 制度の執行に係る事務の一部については、GX 推進機構が担う。
 2. 必要な手続きについては、十分な準備期間が確保されるよう、事前に制度対象者に対する周知等を行う。
- (出所) 内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理(案)」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第5回資料、2024年12月19日、より野村資本市場研究所作成

1) 排出量の算定

対象事業者は、毎年度、自らの CO2 の直接排出量を算定することが求められる。

2024 年 12 月に開催された GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第 5 回会合で内閣官房が提示した論点整理(案)⁹では、排出量の算定ルールの詳細については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律¹⁰(省エネ法)や地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度¹¹(SHK 制度)における考え方を基礎として定めると記された。同時に、制度対象事業者の事務負担軽減の観点から、省エネ法・SHK 制度のエネルギー使用量や排出量等の定期報告に係るシステムとの連携を実施する旨も示されている。

2) 割当申請

排出枠の割当については、(1) 経済産業大臣が策定する実施指針に基づき、対象事業者が自ら国に申請する割当量を算定、(2) 第三者機関は事業者による算定根拠・手順等を確認し、認証、(3) 事業者は、認証を取得後、政府に割当を申請、(4) 政府は申請内容に基づき、割当量を決定・公表、というプロセスが想定されている¹²。

⁹ 内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理(案)」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第5回資料、2024年12月19日。

¹⁰ 省エネ法は、一定規模以上の(原油換算で 1,500kl/年以上のエネルギーを使用する)事業者、エネルギーの使用状況等について定期的な報告とともに、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を義務付ける法律(経済産業省資源エネルギー庁「省エネ法の概要」)。

¹¹ SHK 制度は、温対法に基づき、2006 年 4 月 1 日から、温室効果ガスを多量に排出する者(特定排出者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられた仕組み。国は、報告された情報を集計し、公表することとされている(環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」)。

¹² 前掲注 10 参照。

3) 排出枠の無償割当

政府は、経済産業大臣が策定する実施指針に基づき、対象事業者に排出枠を無償で割り当てる。割当は、経済産業大臣が開設した各対象事業者の排出枠の管理口座（法人等保有口座）に排出枠の増加を記録する形で行われる。

経済産業大臣は、排出枠の割当に際して、対象事業者の届出に係る排出目標量を基礎として、（1）事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項、並びに（2）脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項、を勘案することが求められている。

なお、論点整理（案）に示された実施指針に基づく割当の基本的な考え方では、（1）業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心に、業種別のベンチマークに基づいて算定（ベンチマーク方式）、（2）ベンチマークの策定が困難な分野については、グランドファザリングによる割当（グランドファザリング方式）、とされている（図表 5～6 参照）。端的には、ベンチマーク方式は、同業種内で CO2 排出原単位の低い企業の排出抑制水準を同業種全体で目指すもので、グランドファザリング方式は、過去の排出実績から毎年の削減率を定めて決める仕組みとなっている。

なお、論点整理（案）には、ベンチマーク対象業種や削減水準等の詳細については、有識者や産業界の意見も踏まえつつ、関係省庁とも連携して今後検討する旨が記されている。

図表 5 実施指針に基づく割当の考え方

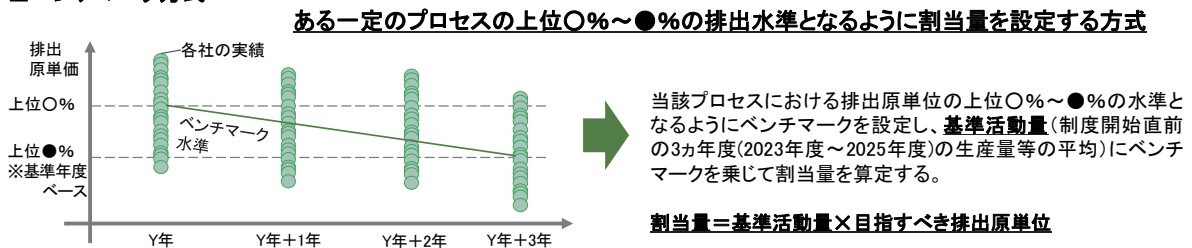
業種別の基準	
多排出分野	業種別ベンチマーク(基準生産量 × 目指すべき排出原単位の水準 ^[注 1])
その他分野	グランドファザリング(基準排出量 × [1－目指すべき削減率 ^[注 1]])
＋	
業種別の基準	
①早期削減	グランドファザリング対象の排出源において、制度開始以前 ^[注 2] に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を基準年度排出量に加算し、割当量を算定。
②リーケージリスク	主たる事業が、カーボンリーケージ業種 ^[注 3] に該当し、収益に占める排出枠調達コスト(排出枠不足分×平均市場価格)が一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。
③研究開発投資の状況	前年度に実施した GX 関連の研究開発のため投資額に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。
④活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。

(注) 1. 具体的な水準については法案成立後に検討。そのうえで、フェーズ期間中においても、炭素価格の状況等も踏まえて、見直しを行うことも検討。
 2. 過去のどの時点まで遡るかは執行可能性等も踏まえて検討。
 3. カーボンリーケージとは、CO2 など温室効果ガスの排出規制が緩やかな国に排出量の多い企業が拠点を移したり、排出規制に対応するコストがかからない国からの安い商品によって、規制に対応する国内商品が代用されたりすることで、結果的に地球全体での排出量が減らないこと。カーボンリーケージ業種の定義については諸外国の制度も参考としながら今後検討。

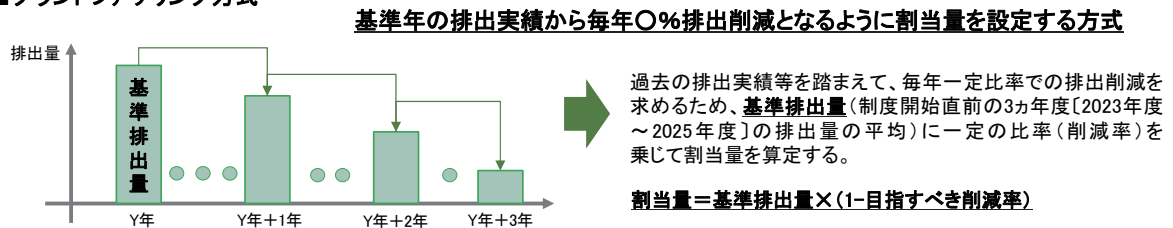
(出所) 内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理（案）」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第 5 回資料、2024 年 12 月 19 日、経済産業省「『排出量取引制度』って何？脱炭素の切り札を Q&A で基礎から学ぶ」『METI Journal Online』2024 年 12 月 27 日、より野村資本市場研究所作成

図表 6 割当の基本的な考え方 (ベンチマークとグランドファザリング)

■ベンチマーク方式



■グランドファザリング方式



(出所) 内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理(案)」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第 5 回資料、2024 年 12 月 19 日、より野村資本市場研究所作成

4) 償却義務量の確定

対象事業者は、排出枠の割当を受けた年度(割当年度)の排出実績量等を、登録確認機関による確認結果報告書を添えて、経済産業大臣に翌年度に報告することが義務付けられている。経済産業大臣は、報告事業者に対して排出実績量に相当する排出枠の量(償却義務量)を通知する。

5) 排出枠の調達・売却

対象事業者は、償却義務量の排出枠を、割当年度の翌年度の 1 月 31 日に、自身の法人等保有口座において保有しておく必要がある。仮に、対象事業者が割り当てられた枠を超えて排出した場合、市場で排出枠を購入する。一方、排出枠が余った場合は、市場で売却したり、翌年度に繰り越すことができる。枠を取引する市場運営は、後述のとおり、脱炭素成長型経済構造移行推進機構(GX 推進機構)¹³が担う。

なお、改正 GX 推進法には、外部クレジットの利用に関する言及はない。しかしながら、2025 年 2 月に閣議決定された「GX2040 ビジョン」によると、J-クレジット¹⁴や

¹³ GX 推進機構は、GX 推進法に基づき、2024 年 7 月 1 日に業務開始した認可法人。今後 10 年間で 150 兆円超の GX 投資を実現するため、GX 推進機構は、債務保証等の金融支援、化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営を行う(脱炭素成長型経済構造移行推進機構「GX 推進機構について」)。

¹⁴ J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による GHG の排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013 年度より国内クレジット制度と J-VER 制度(2008～2012 年度までに実施されたオフセットクレジット制度)を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営している(J-クレジット制度事務局「J-クレジット制度について」2025 年 5 月)。

二国間クレジット制度¹⁵（JCM）のクレジットが活用できる可能性がある¹⁶。

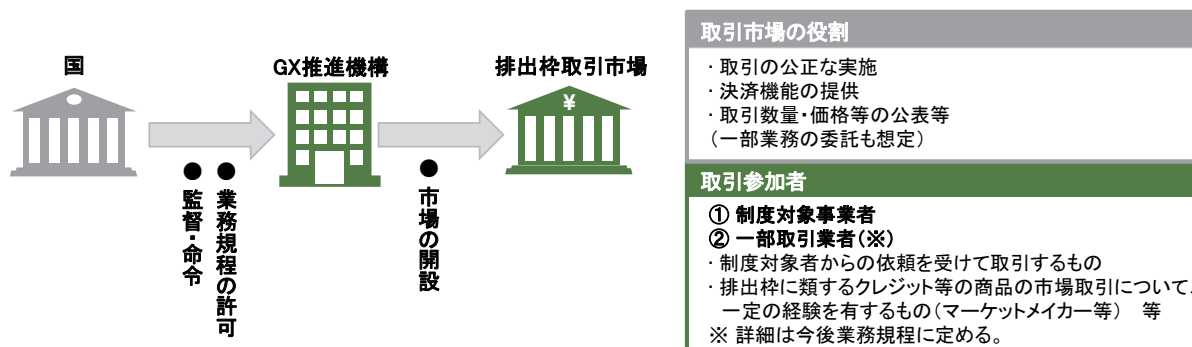
6) 排出枠の償却

経済産業大臣は、割当年度の翌年度の 1 月 31 日に、各対象事業者の法人等保有口座に記録された排出枠の量のうち、償却義務量の排出枠について減少の記録をすることで、排出枠の償却を行う。仮に、口座に保有する排出枠が償却義務量に満たない場合、満たない分（未償却量）について、未償却相当負担金が経済産業大臣によって割当年度の翌年度の 2 月 1 日以降に徴収されることとなる。未償却相当負担金は、「未償却量×参考上限取引価格¹⁷×1.1」で算出される。

3. 排出枠取引市場

前述のとおり、対象事業者が排出枠を超えて排出した場合や、排出枠が余った場合に、排出枠を保有者間で取引することができる。市場での取引を可能とすべく、GX 推進機構が排出枠取引市場を運営することとなる（図表 7 参照）。

図表 7 取引市場の運営体制



（出所）内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理（案）」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第 5 回資料、2024 年 12 月 19 日、より野村資本市場研究所作成

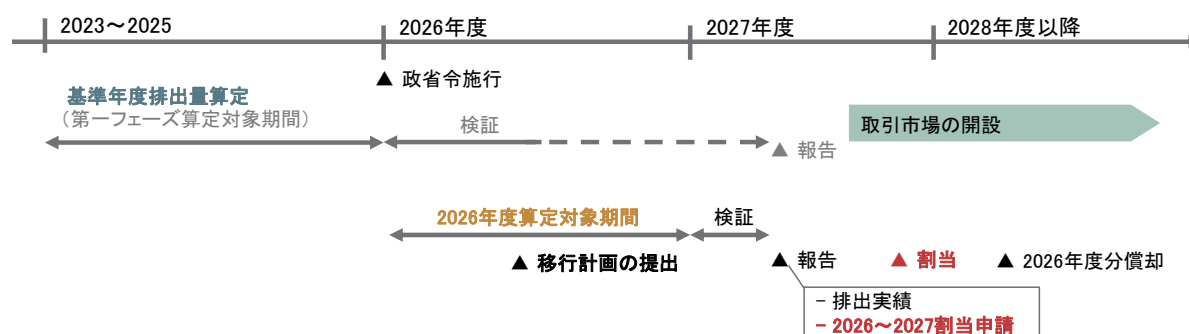
¹⁵ JCM は、パートナー国への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、パートナー国での GHG 排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献し、その貢献分を定量的に評価し、相当のクレジットを我が国が獲得することで、双方の国が決定する貢献（NDC：パリ協定において、全ての締約国が 5 年毎に提出・更新する義務を負う GHG の排出削減目標）の達成に向けた仕組みである。日本は、2011 年から JCM に関する協議を各国と行っており、2025 年 5 月現在、30 カ国と JCM を構築している（外務省「二国間クレジット制度〔JCM〕」2025 年 5 月 28 日）。

¹⁶ GX2040 ビジョンには、「排出量の算定方法に関する詳細なルールについては、省エネ法や温対法等の関連制度における考え方を基礎として定めていく。この際、排出量の実績算定に当たっては J-クレジット及び JCM クレジットを活用することができる」との言及がある（閣議決定「GX2040 ビジョン—脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂—」2025 年 2 月）。

¹⁷ 改正 GX 推進法では、参考上限取引価格について、「我が国の産業又は国民生活に与える影響、脱炭素成長型経済構造への移行の状況、エネルギーの需給に関する施策との整合性その他の事情を勘案して、二酸化炭素の排出量 1 トンに相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格についてその上限の算定の基礎となる価格」と定義付けている。

論点整理（案）では、（１）市場取引参加者について、取引の活性化と取引秩序の維持の両立を図る観点から、制度対象者以外にも取引に関する一定の経験を有することなどを要件として一部の事業者の参加を認める、（２）当初は現物のみの取引とする¹⁸、旨が記されている。また、排出枠取引市場の開設は、2027年度秋頃が想定されている（図表８参照）。

図表 8 初年度の執行スケジュール（イメージ）

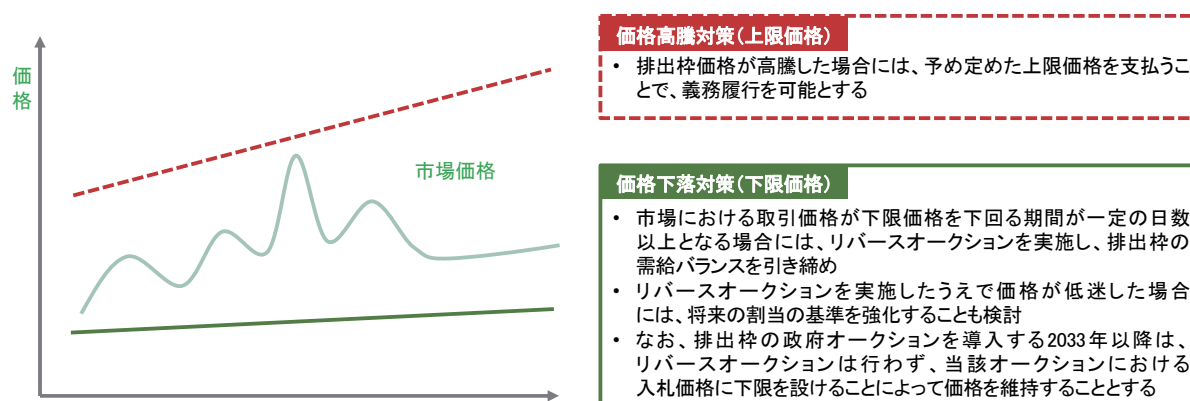


(出所) 内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理 (案)」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第 5 回資料、2024 年 12 月 19 日、より野村資本市場研究所作成

4. 価格安定化措置

排出量取引制度では、取引価格の予見可能性を高めるべく、排出枠の上下限価格が設定される（図表 9 参照）。

図表 9 上下限価格のイメージ



(出所) 内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理(案)」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第 5 回資料、2024 年 12 月 19 日、より野村資本市場研究所作成

¹⁸ 改正 GX 推進法には、デリバティブに関する言及はない。なお、「排出枠は、投機的取引の対象にされてはならない」との条文が存在する。

経済産業大臣は、毎年度の開始前に、上限価格（参考上限取引価格）と下限価格（調整基準取引価格）を定める。複数年度の価格を定めることもできる。

前述のとおり、割当年度の翌年度の 1 月 31 日に対象事業者が口座に保有する排出枠が償却義務量に満たない場合に、経済産業大臣が徴収する未償却相当負担金の算出に当たって参考上限取引価格が参照される。他方、一定期間の平均取引価格が調整基準取引価格を下回る場合、GX 推進機構が調整実施基準に従って排出枠を買い入れることができるとされた。

なお、論点整理（案）では、上下限価格の考え方の例（図表 10 参照）を提示するとともに、今後、有識者や産業界等の意見も踏まえながら決定すると記されている。

図表 10 上下限価格の考え方の例

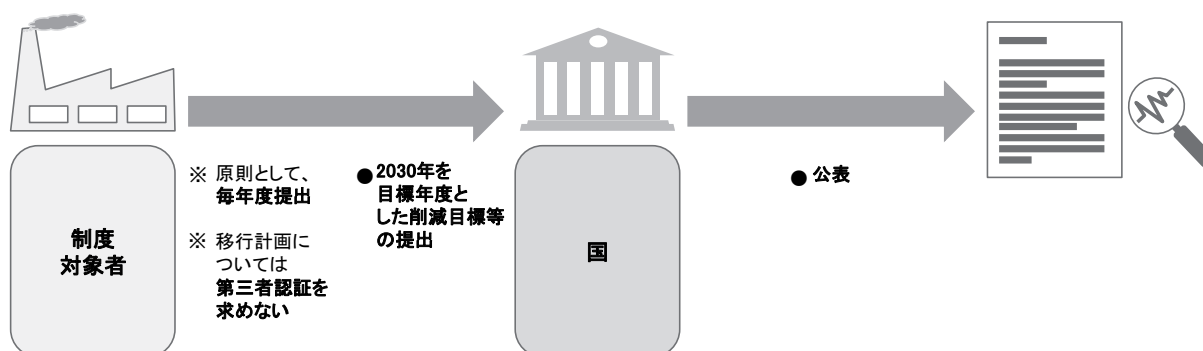
価格	項目	詳細
上限価格	過度な負担の回避	・ 産業や国民生活等に与える影響への配慮 ・ 制度導入初期における激変緩和
	価格シグナルの形成	・ 長期目標の達成に必要な炭素価格の考慮
下限価格	投資・行動変容の促進	・ 追加的な削減対策を講じない場合と、最低限実施されるべき対策・行動を講じた場合の費用の差を埋めるのに必要な炭素価格水準

（出所）内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理（案）」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第 5 回資料、2024 年 12 月 19 日、より野村資本市場研究所作成

5. 移行計画の策定

排出量取引制度の対象事業者は、毎年度、CO2 排出量の削減に関する目標等を経済産業大臣と事業活動に係る事業所管大臣に提出することが義務付けられている（図表 11 参照）。移行計画は、両大臣が公表する。なお、論点整理（案）では、（1）目標水準は企業が任意に設定、（2）提出事項の詳細は今後決定、する旨が記されている。

図表 11 移行計画の策定・公表



（出所）内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理（案）」GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ第 5 回資料、2024 年 12 月 19 日、より野村資本市場研究所作成

Ⅲ 今後の論点

改正 GX 推進法には、対象事業者の範囲、排出枠の無償割当、排出枠取引市場、価格安定措置、移行計画の策定に関する内容が盛り込まれたが、2025 年度末までに策定が予定される経済産業大臣による実施指針にて詳細が明らかになる見込みである。金融資本市場において、実施指針に関して注目が集まる可能性がある点としては、（1）ベンチマーク対象業種及び削減水準、（2）上下限価格の範囲、（3）移行計画に含まれる内容、が挙げられる。

一方、排出量取引制度が 2050 年カーボンニュートラル目標達成に向けて意義のある仕組みとなるための主な論点としては、（1）市場参加者、企業、国民に対する理解可能性の促進、（2）制度の信頼性確保、（3）2050 年カーボンニュートラル目標との整合性の維持、が挙げられる。

1 点目について、排出量取引制度を含めたカーボンプライシングは、二酸化炭素の価格を可視化することを通じて、企業、国民、そして社会全体が脱炭素化に向けて行動変容を起こすことを意図しているものである。ただし、2005 年に排出量取引制度（EU 域内排出量取引制度〔EU-ETS〕）を世界に先駆けて導入した欧州連合（EU）とは異なり、日本の場合、今回の GX-ETS が全国的に導入される義務的な制度としては初めてである¹⁹。制度の仕組みや目的等が正確に伝わらないと、市場参加者、企業や国民の誤解や不信感を招きかねない一方、正確に理解されれば、社会全体の支持にもつながり、2050 年カーボンニュートラル目標達成に向けた機運がさらに高まることが期待される。その意味で、排出量取引制度、そしてそれを取り巻く GX 関連政策をわかりやすく周知、説明していく、すなわち理解可能性を高めていくことが大切と考えられる。

金融資本市場においても、また日本の社会全体においてもカーボンプライシングの考え方が正しく理解されていけば、投資家がカーボンプライシングも意識しながら脱炭素化社会に向けて最適な事業ポートフォリオの構築にコミットする企業を、投資先として選好する流れがより鮮明化する可能性がある。また、そのような動きが広まれば、資金の流れが脱炭素化を後押しすることも期待される。

2 点目について、信頼性の確保は、市場参加者が排出枠の価値を正しく評価し、適正な価格形成を促し、取引を活性化させるために大切になると言える。透明かつ厳正な排出量の測定・報告・検証体制を整備し、公平・公正な取引市場を維持することが、排出量取引制度の信頼性向上に不可欠と考えられる。

¹⁹ 日本の場合、地方公共団体として、（1）東京都が 2010 年 4 月より「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、（2）埼玉県が 2011 年度に「目標設定型排出量取引制度」、を導入している。また、全国的なカーボンプライシングとしては、「地球温暖化対策のための税」（温対税）として、全化石燃料に対して二酸化炭素排出量に応じた税率が上乘せされる仕組みが 2012 年 10 月に導入されている。詳細は、江夏あかね「カーボンプライシングと金融資本市場－新たな ESG の評価軸への期待－」『野村サステナビリティクォーターリー』2021 年冬号を参照されたい。

3点目について、排出量取引制度が2050年カーボンニュートラル目標と整合性を維持しながら発展することは、効果的なGHG排出量削減を実現するに当たって重要であることは言うまでもない。改正GX推進法に基づく、日本の排出量取引制度には、EUや韓国のような総量規制²⁰の導入は想定されていない。しかしながら、排出量取引制度が技術革新や再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、排出量削減に貢献する仕組みとなっているか、すなわち、2050年カーボンニュートラル目標達成に近づくための効果的な仕組みになっているかを定点的に検証し、必要に応じて仕組みを改良していくことが大切と言える。

²⁰ 総量規制は、特定の物質等の排出規制において、制度全体における一定期間の排出総量を制限し、それをもとに個々の事業者に対して個別の規制基準を設定する規制の在り方（GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会「GX実現に資する排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書」2024年12月18日）。